

屋外種目別陸上競技施設公認に関する細則

(総 則)

第1条 日本陸上競技連盟競技規則（以下「規則」という。）第149条2に規定する競技場以外で競技会（以下「競技会」という。）を行う屋外の種目別陸上競技施設（以下「屋外種目別施設」という。）の公認については、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程（以下「規程」という。）、陸上競技場公認に関する細則（以下「競技場細則」という。）、室内陸上競技場公認に関する細則（以下「室内細則」という。）によるほか、この細則に定めるところによる。

(目 的)

第2条 屋外種目別施設の目的は、街角の広場、他のスポーツ施設等に設置された施設で競技会を陸上競技場以外で開催し、より多くの人々が身近な場所で陸上競技を観覧・体験する機会を提供することで陸上競技の普及と発展のために設置するものである。

(屋外種目別施設の定義)

第3条 屋外種目別施設は、競技会を開催する種目の競技施設とする。

(公認する種目)

第4条 競技施設は、直走路の競技、走高跳、棒高跳、走幅跳・三段跳、砲丸投、円盤投・ハンマー投、やり投とする。

2. 直走路の競技の施設は、日本記録として公認される競技種目のうち開催する競技会で実施する種目とする。

(設置の基準)

第5条 屋外種目別施設は、つぎに掲げる基準によるものとする。

- (1) 規則および競技場細則(第3種以上)に規定するものとする。
- (2) 設置場所は、競技種目のもつ特質(規則など)を十分考慮したうえで、敷地の形状、地形、方位などの条件を考慮して決めるものとする。

- (3) 走路および助走路は、全天候舗装で弾力性の衰退や摩耗などにより競技に支障がないものとし、レーンおよび助走路の幅は1m220とするものとする。
- (4) 舗装材の基礎は、堅固なものあるいは懸架構造とする。懸架構造の場合は室内細則に準じ、競技者に特別な助力を与えないものとする。
- (5) 競技を支障なく行うため、競技エリアとの離隔（直走路・助走路の外側、フィニッシュ前方、砂場の前方など）は十分な空地を設けるものとする。
- (6) 観衆および役員ならびに競技者に対して、安全（境界設備のフェンス柵、鉄柵など）に配慮するものとする。
- (7) 競技会で開催する種目の施設は、同時に複数設置してもよい。

（公認の手続き）

第6条 公認に関する手続きは、規程の定めのとおりとする。

2. 競技会の計画時には、都道府県陸上競技協会および本連盟と協議するものとする。
3. 認定申請は、競技会毎にするものとする。従って、恒久的な施設であっても競技会の都度、認定申請手続を必要とする。
4. 認定申請書には、周囲の施設配置図と設計図を添えなければならない。複数の施設を認定申請するときは、1つの認定申請書とする。
5. 実測調査の結果、規則および各細則に適合している場合は合格証を交付する。公認証は後日送付する。
6. 公認の有効期間は、競技会期間中とする。
7. 公認番号は、認定申請書ごととし、「施設-〇〇」とする。
8. 公認料は設置する施設ごととする。ただし、走幅跳・三段跳と円盤投・ハンマー投はそれぞれ1つの施設とする。

（用器具）

第7条 競技会には、競技場細則第19条に定めるものに準じ、必要な用器具を準備するものとする。

付則 2017年4月1日施行